

議第75号

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年三島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項後段中「届け出て」を「届け出ることにより、指定収集袋（事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を市が収集するための袋として市長が指定するものをいう。以下同じ。）を使用して」に改める。

別表中

「

区分	手数料の額
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,200円（100キログラムを超えるときにあつては、1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額）
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,000円（100キログラムを超えるときにあつては、1回につき1,000円に10キログラムまでを増すごとに100円を加算した額）

」

を

「

区分	手数料の額
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。	1回につき1,200円（100キログラムを超えるときにあつては、1回につき1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算した額）
事業活動に伴い生ずる一般廃棄物	容量10リットルの指定収集袋にあつ

<p>(指定収集袋を使用してごみ集積所に排出されたものに限る。)を市が収集して市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。</p>	<p>ては1枚につき20円、容量20リットルの指定収集袋にあつては1枚につき40円、容量30リットルの指定収集袋にあつては1枚につき60円、容量45リットルの指定収集袋にあつては1枚につき90円</p>
<p>事業活動に伴い生ずる一般廃棄物以外の一般廃棄物を排出する者自らが市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、市が行う処分により処理するとき。</p>	<p>1回につき1,000円(100キログラムを超えるときにあつては、1回につき1,000円に10キログラムまでを増すごとに100円を加算した額)</p>

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処理する一般廃棄物について適用し、施行日前に処理した一般廃棄物については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表に定める手数料(指定収集袋を使用して排出された一般廃棄物に係るものに限る。)の徴収は、施行日前においても行うことができる。

平成29年11月28日提出

三島市長 豊岡 武士